

一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

【建設工事】

1 入札方法等

- (1) 竹原市の電子入札システムを利用して入札を行う電子入札案件（以下「電子入札案件」という。）においては、入札参加者は、電子入札システムを利用して入札書及び工事費内訳書を提出すること。ただし、竹原市電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者は、入札書及び工事費内訳書を入札執行者に提出することができる。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額が1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額にするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 電子入札案件においては、入札公告に関する変更、設計図書に対する質問への回答及び修正事項等がある場合は、竹原市電子入札システムからリンクする入札情報詳細のページに掲載するので、入札書を提出する前に当該ページを確認すること。
- (4) 入札執行者は、落札者を決定しないで開札手続きを終了するものとする。
- (5) 電子入札システムを利用した入札及び電子要領で定める手続きを経た書面による入札以外の入札は、認めない。
- (6) 提出された入札書の書換え、引替え又は撤回は認めない。
- (7) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - イ 入札が取り消すことができる制限能力者の意志表示であるとき。
 - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき。
 - エ 入札者が他人の代理を兼ね又は2人以上を代理して入札したとき。
 - オ 入札者が談合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
 - カ 入札書に2以上の金額を表示したもの。
 - キ 訂正印の必要な入札書に訂正印のないもの。
 - ク 必要な記載事項を確認できないもの。
 - ケ 竹原市契約規則第13条の規定による入札書が第4条の規定による公告の所定日時までに到達しなかったもの。
 - コ 前各号のほか、入札条件に違反したとき。

2 工事費内訳書の取扱い

- (1) 入札参加者は、入札の際に工事費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 記入上の留意事項
 - ア 工事費の内訳
 - (ア) 工事費内訳書の費目・工種明細等の単位及び数量を記載し、全てについて見積額を記載するものとする。
 - (イ) 工事価格は、入札価格と同額であること。
 - (ウ) 様式は、指定しない。
- (3) 提出方法

電子入札システムを使用して入札書を提出する際に添付すること。ただし、電子ファイルの容量の問題により添付による提出ができない場合は、書面又は電子媒体で提出することができる。

なお、書面参加者は、書面により工事内訳書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。

- ア 提出者の商号又は名称
- イ 工事費内訳書が在中し、又は記録されている旨
- ウ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

(4) 次に該当する者は、その入札を無効とする。

- ア 工事費内訳書が開札時に提出されていない場合
- イ 工事費内訳書に業者名の記名押印のない場合（記名は、共同企業体で参加する場合には、共同企業体名の記載のないものを含む。押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。）
- ウ 工事費内訳書に工事名が記入されていない場合（工事名に誤りがある場合を含む。）
- エ 工事費内訳書の費目・工種明細等の単位及び数量の全部又は一部について見積額の記載がない場合
- オ 工事費内訳書の合計金額と入札金額が異なる場合

(5) 提出された工事費内訳書の引替え、変更又は撤回（取消）は、認めない。

(6) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

(7) 提出された工事費内訳書は、公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する場合がある。

(8) 提出された工事費内訳書は、竹原市情報公開条例（平成11年竹原市条例15号）に規定する公文書となる。

(9) 工事費内訳書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格に関する全ての要件は、特別の定めがある場合を除き、開札日において満たしていなければならない。

(2) 入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

ア この公告の日から開札日までのいずれの日においても、竹原市建設業者等指名除外要綱（平成29年竹原市告示第26号）に規定する指名除外（以下「指名除外」という。）の対象となっていないこと

イ この公告の日から開札日までのいずれの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと

ウ 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと

(3) その所在地を技術要件以外の要件としている建設業法第3条第1項の営業所のうち「主たる営業所」とは、営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙2(1)又は別紙2(2)に主たる営業所として記載したものをいう

(4) 技術要件の元請施工実績が「公共工事等」に限定されている場合の「公共工事等」とは、次に掲げる者が発注した工事をいうものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 工事の発注当時において効力を有していた法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）

ウ 工事の発注当時において効力を有していた建設業法施行規則第18条に掲げる法人

エ その他ア、イ又はウに準ずる者が発注した工事

(5) 技術要件の元請施工実績における種類の意義は、次に掲げるとおりである。

工種名	内 容
道路改良工事	道路中心線設計・道路縦断設計に基づき施工管理をする1車線以上の道路の新設及び改築工事 ただし、この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法及び漁港漁場整備法に基づく道路に限る。

道路工事	上記以外の工事で、道路維持修繕工事、道路構造物維持工事又は道路災害復旧工事等 ただし、この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法及び漁港漁場整備法に基づく道路に限る。
橋梁下部工	1車線以上の道路橋における橋台・橋脚の新設工事
河川・砂防改修工事	流量計算に基づいて計画された河川、砂防溪流保全工事又はえん堤工事
河川・砂防工事	上記以外の河川・砂防工事で、維持修繕又は災害復旧工事等
海上施工による港湾・海岸・漁港工事	海上で作業船による港湾施設、漁港施設又は海岸保全施設の築造工事又は災害復旧工事 ア 港湾施設 港湾法第2条第5号に規定する施設 イ 漁港施設 漁港漁場整備法第3条に規定する施設 ウ 海岸保全施設 海岸法第2条第1項に規定する施設 エ 築造工事には、ア、イ及びウ以外の施設の工事に伴い、ア、イ及びウの施設の撤去仕戻しを行った工事は含まない。 オ 築造工事には、ア、イ及びウ以外の施設の補償工事及び附帯工事に伴い、ア、イ及びウの施設を新設した工事は含む。 カ 築造工事には、維持修繕工事及び仮設工のみ海上作業船で施工した工事は含まない。 キ 作業船には、資材運搬船及び潜水士船は含まない。
港湾・海岸・漁港工事	港湾施設、漁港施設又は海岸保全施設の築造工事又は災害復旧工事 ア 港湾施設 港湾法第2条第5号に規定する施設 イ 漁港施設 漁港漁場整備法第3条に規定する施設 ウ 海岸保全施設 海岸法第2条第1項に規定する施設 エ 築造工事には、ア、イ及びウ以外の施設の工事に伴い、ア、イ及びウの施設の撤去仕戻しを行った工事は含まない オ 築造工事には、ア、イ及びウ以外の施設の補償工事及び附帯工事に伴い、ア、イ及びウの施設を新設した工事は含む。 カ 築造工事には、維持修繕工事は含まない。 キ 当該工事には、潮位の干満の影響を受けない部分の工事は含まない。
下水処理場工事	下水処理施設の新設又は増築工事。ただし、維持修繕工事は含まない
下水道工事	上記以外の下水道工事で、下水道処理施設の維持修繕工事
管渠開削工事	下水道事業、集落排水事業、水道用水供給事業（給水管を除く。）、工業用水道事業又は農業用かんがい排水事業の管渠埋設工事のうち開削工法による新設工事
管渠推進工事	下水道事業、集落排水事業、水道用水供給事業（給水管を除く。）、工業用水道事業又は農業用かんがい排水事業の管渠埋設工事のうち推進工法による新設工事
治山工事	森林法に規定する保安施設事業の溪間工事又は山腹工事
道路舗装工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路において、アスファルト舗装要綱に基づくアスファルト舗装工事（オーバーレイ舗装を含む。）
コンクリート舗装工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路において、セメントコンクリート舗装要綱に基づくコンクリート舗装工事
急傾斜地崩壊対策工事	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊対策工事又は市町を事業主体とする急傾斜地崩壊対策工事（広島県補助事業に限る。）。ただし、維持修繕工事又は小規模崩壊地復旧工事は含まない。

道路付属物設置工事	道路法，道路運送法，土地改良法，森林法，港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路における標識，防護柵，道路反射鏡，視線誘導標，道路鉤の設置等の道路付属物施設設置工事
区画線工事	道路法，道路運送法，土地改良法，森林法，港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路における区画線設置

(6) 技術要件以外の要件において建設業法第15条の許可（特定建設業許可）が不要とされている工事であっても，下請代金の額が4,000万円（建築一式工事にあつては6,000万円）以上の建設工事にあつては，建設業法第3条第1項の規定により特定建設業許可が必要となるので注意すること。この場合には，技術要件において建設業法第7条第2号イ，ロ又はハに該当する者（主任技術者）を配置することとされている工事であっても，建設業法第26条の規定により主任技術者に代えて建設業法第15条第2号イ，ロ又はハに該当する者（監理技術者）を配置しなければならない。また，請負対象設計金額が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上の建設工事に配置する技術者は，専任で配置しなければならない。

なお，監理技術者は，監理技術者資格者証を有する者でなければならない。ただし，監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証を統合していない者については，両方を有するものであること。

4 配置予定技術者及び現場代理人の取扱い

- (1) 配置予定技術者は，入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。
恒常的な雇用関係とは，開札日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。
- (2) 現場代理人は，入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。
- (3) 配置予定技術者は，契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。なお，技術者の資格・工事経験調書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合は，複数の候補者（3人を限度とする。）を記載することができる。
- (4) 技術者の資格・工事経験調書の提出期限の翌日以降は，真にやむを得ない場合を除き，配置予定技術者の変更・差替え等は認めない。
- (5) 手持ち工事の工期の延伸等により，配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については，後日指名除外措置を行うことがある。
- (6) 落札後，工事施工に当たって，技術者の資格・工事経験調書に記載した配置予定技術者を変更できるのは，病休・死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。
- (7) 契約日において建設業許可における経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者である者（当該事項に関して必要な変更届を契約日までに許可行政庁に提出していない場合を含む。）の配置は認めない。ただし，営業所の専任技術者については，技術者の専任性が求められない工事であつて，次のいずれにも該当し，所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り，例外的に主任技術者として配置を可能とする。
ア 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- (8) 配置予定技術者に関する要件としている「建設業法第15条第2号イに該当する者」とは，国家資格者（技術検定合格者，技術士，建築士）をいい，同号ロに該当する者（指導監督実務経験者）及び同号ハに該当する者（国土交通大臣特別認定者）を除く。

5 配置技術者の兼務等

配置技術者の兼務等については次のとおりとし，受注者が本件工事に係る主任技術者又は監理技術者を定めて工事現場に置いたときは，このことについて誓約書の提出を求めるものとする。また，専任の要否については公告個別事項に記載するものとする。

- (1) 配置技術者は，他の工事の監理技術者として配置されていないこと。
- (2) 本件工事が建設業法第26条第2項に該当すると認められる工事である場合は，配置技術者は監理技術者として専任で配置できること。

- (3) 本件工事が建設業法第26条第2項に該当すると認められる工事である場合は、配置技術者は他の工事の技術者又は現場代理人（以下「主任技術者等」という。）として配置されていないこと。
- (4) 主任技術者等の工事現場の兼務配置が認められる場合は次の表のとおりとする。兼務の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計とし、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

主任技術者		現場代理人	
請負対象 設計金額 (税込)	兼務	請負金額 (税込)	兼務
8,000万円	兼務不可 災害復旧工事を含む場合は、竹原市外も可とし密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が25km程度の公共工事に限り5件まで兼務可 ※本市が兼務を認めないと判断した場合は兼務不可 ※監理技術者の場合は兼務不可	8,000万円	同左
	兼務不可 竹原市内で密接な関係（※1）があり、相互の間隔が10km程度以内の公共工事に限り2件まで兼務可 災害復旧工事を含む場合は、竹原市外も可とし密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が25km程度の公共工事に限り5件まで兼務可 ※本市が兼務を認めないと判断した場合は兼務不可 ※監理技術者の場合は兼務不可		同左
3,500万円 (7,000万円)	竹原市内の工事（※2）に限り5件まで兼務可 災害復旧工事は兼務制限の件数から除く（※3）（※4）	3,500万円 (7,000万円)	竹原市内の工事（※2）に限り5件まで兼務可 災害復旧工事は兼務制限の件数から除く（※3）（※4）
500万円 (1,500万円)	兼務制限なし		

- ※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。
- ※2 工事には、公共工事以外の工事も含む。
- ※3 市が業務として発注し工事との兼務を認めている道路環境保全委託（路線委託）に係る主任技術者等についても、災害復旧工事と同様に兼務制限の件数から除く取扱いとする。
- ※4 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務

する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。

※ 請負対象設計金額等のカッコ内の金額は建築一式工事における金額である。

※ 兼務の条件、手続きについては、公告共通事項、入札条件及び特記仕様書を確認すること。

(5) 本件工事が主任技術者の専任を求めない工事（専任の要否については公告個別事項に記載している。）の場合、配置技術者は、次の要件を満たすこと。

ア 建設業法施行令（以下「施行令」という。）第1条の2及び第27条第1項に該当しない工事について、主任技術者として3件（本件工事を除く。）以上兼務していないこと。（現場代理人に関しては、災害復旧工事及び道路維持修繕業務委託に係る件数を除く。）

イ 施行令第27条第1項に該当する工事で、主任技術者等として配置されていないこと。

ウ 主任技術者等として兼務又は管理する工事の施工個所は、竹原市内であること。

6 資格要件確認書類の提出

(1) 開札手続きの終了後に、資格要件確認書類提出依頼書により第一落札候補者に対して資格要件確認書類の提出を求めるものとする。ただし、必要に応じて第一落札候補者以外の入札参加者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。提出方法は、電子入札システムによる提出（電子入札での案件に限る。）又は公告個別事項3に掲げる竹原市電子入札実施要領の規定により書面入札を行う場合の提出場所への持参によるものとし、提出期間は資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、当該依頼書において指定された提出期限の日までの毎日（午前9時から午後4時まで）とする。

(2) 資格要件確認書類を提出する際には、次のとおり添付書類を添付すること。

資格要件確認書類提出書（建設工事一般競争入札（事後審査型）実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第11条）	
技術者の資格・工事経験調書（実施要綱第11条）	<p>ア 「工事経験の概要」欄における CORINS への登録について、有の場合は、登録内容確認書の写しを添付すること。無の場合は、契約書の写し（変更契約分まで）及び検査結果通知書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付すること。</p> <p>イ 監理技術者の配置が要件とされている工事にあつては、監理技術者資格者証の写し（表裏とも）を添付すること。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方の写し（講習修了証は表面のみ）を添付すること。</p> <p>ウ 主任技術者の配置が要件とされている工事にあつては、資格の確認ができる書類の写しを添付すること（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること）。</p> <p>エ 他の工事の現場代理人として配置している者（災害復旧工事及び道路環境保全委託（路線委託）を除く）を配置予定技術者とする場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを添付すること。（本件工事が、主任技術者の専任を求めない災害復旧工事の場合は添付を不要とする。）</p> <p>オ 監理技術者又は主任技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。ただし、監理技術者証で確認できる場合はこの限りでない。</p> <p>カ 配置予定技術者の経験は、原則として工事の全期間従事している場合に認めることとし、準じる技術者（監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）の場合は、「下請けを指導する立場」であったことを確認できる施工体系図等を添付すること。</p> <p>キ 「他の工事の従事状況」欄における CORINS への登録について有の場合は、登録内容確認書の写しを添付すること。無の場合は、契約書の写し（変更契約分まで）を添付すること。</p> <p>ク 複数の技術者を配置する場合は、この様式を複写して添付すること。</p> <p>ケ 特定共同企業体として入札参加希望する場合の添付書類は、各構成員ごとに作成すること。</p>

建設工事施工実績証明(願)書(実施要綱第11条)	建設工事施工実績証明(願)書に代わるものとして、当該工事におけるCORINSへの登録が有の場合は、登録内容確認書の写し。無の場合は、契約書の写し(変更契約分まで)及び検査結果通知書の写しを提出することができる。
--------------------------	---

(3) 市長から資格要件確認書類の提出を求められた者が次のアからエのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。この場合においては、その者に対し指名除外措置を行うことがある。

ア 市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合

イ 資格要件の確認のために市の職員が行った指示に従わない場合

ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合

エ 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合

(4) 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない

(5) 資格要件を満たしていることが確認できないため、入札を無効にする旨の通知を市長から受けた者は、その判断の理由の説明を求めることができる。

7 落札者の決定方法

(1) 第一落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により工事の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合は、その者を落札者として決定するものとする。第一落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合(6(3)の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。)は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者から資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を行うものとする。この場合において、無効とされた者を除く最低価格入札者が2人以上あるときは、これらの者のうち、電子くじによるくじ引きによって、(当該入札が書面入札であるときは、電子入札システムによらないくじ引きによって)落札候補者として選ばれた1人の入札者について、優先的に審査及び落札者の決定を行うものとする。

(2) 落札者の決定がなされた場合には、市長は、その旨を当該工事の入札に参加した全ての者に通知するものとする。

8 入札保証金

竹原市契約規則(昭和59年竹原市規則第26号)第7条第1項第4号の規定により免除する。

9 契約保証金

契約金額が200万円以上の工事については、請負代金額の10分の1を契約保証金として納付するものとする。この場合において、利付国債の提供又は金融機関若しくは補償事業会社の補償をもって納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。さらに、資格を有する者が当該契約を締結する日前2年の間に当該契約と種類を同じくし、かつ、規模を同等以上とする契約を国又は地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除とする。

10 その他

(1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 入札公告後、契約締結までの間に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により業務予定場所の状態が変動するなど、やむを得ない事由が生じたと発注者が判断したときは、入札を中止若しくは延期する場合又は契約を締結しない場合がある。その場合、入札参加者又は落札者が契約の準備のために要した費用、損害等については、入札参加者又は落札者の負担とする。